

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年12月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900213号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900078号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年1月31日から昭和49年2月1日に訂正し、昭和49年1月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

昭和49年1月31日から同年2月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年1月31日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年1月31日から同年2月1日まで

昭和43年4月1日にA社に入社し、昭和52年2月28日に退職するまで継続して勤務した。しかし、途中、転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録がつながっていない。請求期間を年金額に反映する記録として訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者はA社C工場及び同社D支店に継続して勤務し(A社C工場から同社D支店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者の記憶及び同僚の陳述から判断して、昭和49年2月1日とすることが妥当である。

また、昭和49年1月の標準報酬月額については、請求者のA社C工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和48年12月の標準報酬月額の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年1月31日から同年2月1日までの期間について、請求

者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を昭和49年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和49年1月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から昭和49年1月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和49年1月31日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900226号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900079号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年12月21日から昭和42年4月1日に訂正し、昭和40年12月から昭和42年2月までの標準報酬月額を1万6,000円、昭和42年3月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和40年12月21日から昭和42年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和40年12月21日から昭和42年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和39年11月27日から昭和40年1月21日まで

② 昭和40年12月21日から昭和42年4月1日まで

請求期間①について、前職を辞めてすぐの昭和39年11月27日からA事業所で勤務したのに、厚生年金保険の資格取得年月日は昭和40年1月21日とされており、請求期間①に係る被保険者記録がない。

請求期間②について、A事業所に係る厚生年金保険の資格喪失年月日は、昭和40年12月21日とされているが、同日以降も、雇用形態等も変わらず継続して勤務していたのに、請求期間②に係る被保険者記録がない。

請求期間①及び②について、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A事業所は、個人事業所として昭和40年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、適用事業所台帳に名前が記載されている事業主は連絡先が

特定できず、A事業所の事業を承継しているB社（平成4年11月以前は、C社）の現在の事業主が請求期間①において事業主であったとする者は死亡している上、請求期間①当時の社会保険事務担当者は、厚生年金保険の取扱いについて覚えていない旨陳述していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間①当時、A事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者の入社時期を覚えている同僚はいない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、上述のとおりA事業所は、昭和40年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるものの、請求者は、請求期間②当時において業務内容及び勤務形態に変わりなく、同じ事業主の元で継続して勤務したとして、給料支払明細書を提出しており、B社の現在の事業主の証言並びにA事業所及びC社に係る複数の同僚の厚生年金保険被保険者原票の記録から判断して、A事業所は、請求期間②において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、上述の給料支払明細書によると、請求者は、請求期間②において、A事業所に継続して勤務し、給与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

請求期間②のうち、昭和41年1月1日から同年2月1日までの期間及び昭和41年3月1日から昭和42年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書により、請求者は、報酬月額に見合う標準報酬月額（昭和41年1月は3万円、昭和41年3月は2万6,000円、昭和41年4月は3万円、昭和41年5月は2万8,000円、昭和41年6月は2万6,000円、昭和41年7月は2万円、昭和41年8月は3万3,000円、昭和41年9月は1万8,000円）又は標準報酬月額の決定の基礎となる昭和41年5月から同年7月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（昭和41年10月から昭和42年3月までは2万4,000円）より低額の標準報酬月額（昭和41年1月及び昭和41年3月から昭和42年2月までは1万6,000円、昭和42年3月は2万2,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書から確認又は

推認できる厚生年金保険料控除額から、昭和41年1月及び昭和41年3月から昭和42年2月までは1万6,000円、昭和42年3月は2万2,000円とすることが必要である。

また、請求期間②のうち、昭和40年12月1日から昭和41年1月1日までの期間及び昭和41年2月1日から同年3月1日までの期間の標準報酬月額については、前後の期間に係る給料支払明細書の厚生年金保険料の控除額が同額であることから判断して、昭和40年12月及び昭和41年2月は1万6,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、昭和40年12月21日から昭和42年4月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないものの、当該期間において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、昭和40年12月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和40年12月21日から昭和42年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900198号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900075号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年2月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

同僚から提出された金融機関の振込記録から請求期間の賞与が平成19年2月23日に支払われたことが確認できるところ、請求者から提出された金融機関の振込記録によると、平成19年2月23日付けで給与又は賞与として249,340円及び256,968円の二口の振込額が確認でき、どちらが賞与に該当するか特定できないものの、請求者は、請求期間に賞与の支払を受けたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚が、冬の賞与は7月から12月までの業務実績を対象としており、10月までの期間の暫定額が12月に支払われ、その後全期間を再計算して確定し、翌年2月に過不足額について精算払又は返金の扱いとなった旨回答又は陳述しているところ、事業主は、加入する健康保険組合の記録から判断して、請求期間に係る賞与額については、平成19年2月賞与としては届出しておらず、冬の賞与として平成18年12月の賞与額に含んで処理した旨回答している。

また、同僚3名から提出された賞与明細書及び金融機関の振込記録から判断すると、平成18年12月並びに平成19年2月における賞与額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の平成18年12月15日に係る標準賞与額と一致することが確認又は推認でき、平成19年2月に支払われた賞与が平成18年12月15日の賞与支払届の賞与額に含まれ届出されたことが認められる。

以上を踏まえ、請求者についても同僚と同様の取扱いであったと考えられるため、上述の金融機関の振込記録から確認できる平成 19 年 2 月 23 日の振込額（249,340 円又は 256,968 円）と平成 18 年 12 月 15 日の振込額（414,329 円）を合計した額から、賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を推認すると、いずれの場合も、オンライン記録の平成 18 年 12 月 15 日に係る標準賞与額（82 万 2,000 円）を超えず、近い額となることから、請求者の請求期間に支払われた賞与については、冬の賞与として、平成 18 年 12 月 15 日の賞与と合計し、既に賞与支払届の賞与額に含まれていたものと認められる。

さらに、A 社が加入する B 健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間の記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900199号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年2月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答しており、請求者も請求期間の賞与に係る賞与明細書等の資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚が、冬の賞与は7月から12月までの業務実績を対象としており、10月までの期間の暫定額が12月に支払われ、その後全期間を再計算して確定し、翌年2月に過不足額について精算払又は返金の扱いとなった旨及び2月には賞与支払がない人もいたと思う旨回答又は陳述している。

一方、事業主は、加入する健康保険組合の記録から判断して、請求期間に係る賞与については、平成19年2月賞与としては届出しておらず、冬の賞与として平成18年12月の賞与額に含んで処理した旨回答しているところ、同僚3名から提出された賞与明細書及び金融機関の振込記録から判断すると、平成18年12月並びに平成19年2月における賞与額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の平成18年12月15日に係る標準賞与額と一致することが確認又は推認でき、平成19年2月に支払われた賞与が平成18年12月15日の賞与支払届の賞与額に含まれ届出されたことが認められる。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、請求期間の記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900215号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年2月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、同僚から提出された金融機関の振込記録から請求期間の賞与が平成19年2月23日に支払われたことが確認できるところ、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表兼残高表によると、平成19年2月において、賞与に該当する振込は確認できない。

さらに、複数の同僚が、冬の賞与は7月から12月までの業務実績を対象としており、10月までの期間の暫定額が12月に支払われ、その後全期間を再計算して確定し、翌年2月に過不足額について精算払又は返金の扱いとなった旨及び2月には賞与支払がない人もいたと思う旨回答又は陳述している。

一方、事業主は、加入する健康保険組合の記録から判断して、請求期間に係る賞与については、平成19年2月賞与としては届出しておらず、冬の賞与として平成18年12月の賞与額に含んで処理した旨回答しているところ、同僚3名から提出された賞与明細書及び金融機関の振込記録から判断すると、平成18年12月並びに平成19年2月における賞与額及び厚生年金保険料控除額の合計額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の平成18年12月15日に係る標準賞与額と一致することが確認又は推認でき、平成19年2月に支払われた賞与が平成18年12月15日の賞与支払届の賞与額に含まれ届出されたことが認められる。

また、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳に

は、請求期間の記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。